

第144期 決算公告

平成22年6月23日



福島県福島市万世町2番5号

株式会社 福島銀行

取締役社長 紺野邦武

貸借対照表（平成22年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け	36,240	預金	569,945
現金	10,867	当座預金	7,712
預け	25,372	普通預金	181,830
商品有価証券	186	貯蓄預金	2,553
商品	40	通知預金	1,657
商品	146	定期預金	362,372
金銭の信託	1,723	定期積金	10,674
有価証券	101,535	その他の預金	3,144
国債	50,822	借入金	500
地方債	1,060	借入金	500
社債	19,493	その他の負債	3,700
株	6,521	未決済為替借	54
その他の証券	23,636	未払法人税等	61
貸出金	445,884	未払費用	1,524
割引手形	1,858	前受収益	336
手形貸付	44,272	従業員預り金	27
証書貸付	347,465	給付補てん備金	50
当座貸	52,287	金融派生商品	3
外国為替	33	その他の負債	713
外国他店預け	33	退職給付引当金	2,238
その他の資産	5,967	役員退職慰労引当金	193
未決済為替貸	63	睡眠預金払戻損失引当金	46
未収為替益	738	再評価に係る繰延税金負債	1,098
金融派生商品	2	支払承諾	883
その他の資産	5,163	負債の部合計	581,377
有形固定資産	13,943	（純資産の部）	
建物	6,112	資本	18,127
土地	6,846	本剰余金	5,688
その他の有形固定資産	984	その他資本剰余金	5,688
無形固定資産	880	利益剰余金	839
ソフトウェア	774	利益準備金	301
その他の無形固定資産	105	その他利益剰余金	538
繰延税金資産	5,841	繰越利益剰余金	538
支払承諾見返金	883	自己株式	△ 13
貸倒引当金	△ 7,200	株主資本合計	24,642
資産の部合計	605,918	その他の有価証券評価差額金	△ 718
		土地再評価差額金	616
		評価・換算差額等合計	△ 101
		純資産の部合計	24,540
		負債及び純資産の部合計	605,918

損益計算書 〔 平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		15,823
資金運用収益	12,037	
貸出証券利息配当	10,429	
有価証券利息	1,574	
コールロンの金受入	28	
その他の受入	5	
その他の受入	0	
役務取引等収益	1,808	
受入為替手数料	553	
その他の役務収益	1,254	
その他の業務収益	1,399	
外国為替売買	10	
外国商品有価証券売買	0	
外国債等債証券売却	923	
その他の業務収益	466	
その他の経常収益	577	
株式等売却	118	
その他の経常収益	458	
経常費用	1,693	15,737
資金調達費用	1,549	
預渡金性預金利息	2	
債券貸借取引支払利息	0	
借入金の利息	10	
社債の利息	131	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	1,001	
支払為替手数料	123	
その他の役務費用	877	
その他の業務費用	339	
外国債等債証券売却損	30	
外国債等債証券償還損	11	
外国債等債証券償却費用	297	
その他の経常費用	7,736	
貸倒引当金繰入	4,966	
貸出金の償却	1,307	
株式等売却損	1,570	
株式等償却損	105	
株式等償却損	1,645	
現金の信託運用費用	9	
その他の経常費用	327	
経常利益		85
特別利益	434	434
償却債権取立		
特別損失		197
固定資産処分損失	65	
減損	131	
税引前当期純利益		323
法人税、住民税及び事業税	22	
法人税等		22
当期純利益		300

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（株式については決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,841百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年又は2年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年又は2年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（1,420百万円）については、10年による按分額を費用処理しております。

また、退職一時金制度及び第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当事業年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理年数を退職一時金制度について10年から9年に、第2退職一時金制度について4年から2年にそれぞれ変更しております。これにより、「その他経常費用」が11百万円減少し、「経常利益」及び「税引前当期純利益」が同額増加しております。

(会計方針の変更)

当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当

事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。

また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（金融商品に関する会計基準）

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）を適用しております。

これによる影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 567百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,633百万円、延滞債権額は13,276百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であり

ます。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は60百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は576百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,546百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,858百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、28,383百万円あります。

8. 貸出債権証券化（CLO-Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当期末残高の総額は、5,514百万円あります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,204百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額19,719百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

9. 対応する債務が貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,020百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。

また、その他の資産に保証金敷金270百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,127百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,787百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動

産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,704百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 14,270百万円

13. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,193百万円

14. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。

15. 社債は、劣後特約付社債3,700百万円であります。

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,470百万円であります。

17. 1株当たりの純資産額 106円77銭

18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

19. 関係会社に対する金銭債権総額 3,993百万円

20. 関係会社に対する金銭債務総額 753百万円

21. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額はありません。

22. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 9.75%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	371 百万円
役務取引等に係る収益総額	23 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	22 百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	1 百万円
役務取引等に係る費用総額	42 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	39 百万円
その他の取引高の総額	
代位弁済額	233 百万円

2. 関連当事者との間の取引

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子法人等	株式会社 福島カード サービス	福島県 福島市	105	信用保証業 クレジット カード業	56.4 〔38.1〕 (注)1	2人	各種ロ ーンの 債務保 証	債務保証	20,097	—	—
								保証料 (注)2	18	未払費用	1
								債務保証履 行に伴う代 位弁済	233	—	—
								増資の引受 (注)3	100	—	—

(注) 1 「議決権等の所有割合」欄の〔 〕内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の議決権を行使することに同意しているもの」による所有割合であります。

2 保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当事業年度における債務者の支払額は33百万円、当行の支払額は18百万円となっております。

3 当行が株式会社福島カードサービスの行った第三者割当増資を1株につき12,500円で引き受けたものです。

3. 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合及び地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ1カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
福島県内	遊休資産 1カ所	その他の有形固定資産	131

なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」

(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 1株当たり当期純利益金額 1円30銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	社債	1,299	1,301	1
	その他	2,110	2,131	20
	外国証券	2,110	2,131	20
	小計	3,410	3,432	22
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	社債	1,170	1,162	△7
	その他	5,464	5,025	△439
	外国証券	5,464	5,025	△439
	小計	6,634	6,187	△447
合計		10,045	9,620	△425

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人株式(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	550
関連法人等株式	17
合計	567

4. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるもの	株式	1,637	1,480	156
	債券	46,993	46,552	441
	国債	30,831	30,502	328
	地方債	1,060	1,037	23
	社債	15,101	15,012	89
	その他	4,449	4,374	75
	外国証券	4,065	4,023	41
	投資信託	383	350	33
	その他	—	—	—
	小計	53,080	52,407	673
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	3,819	4,211	△391
	債券	21,913	21,944	△31
	国債	19,991	20,017	△26
	地方債	—	—	—
	社債	1,922	1,927	△4
	その他	11,549	12,518	△969
	外国証券	6,053	6,123	△70
	投資信託	5,395	6,294	△898
	その他	100	100	—
	小計	37,282	38,674	△1,392
	合計	90,363	91,081	△718

(注) なお、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	497
投資事業組合出資金	62
合計	559

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,024	118	105
債券	75,114	628	30
国債	65,929	427	30
地方債	1,178	17	—
社債	8,006	183	—
その他	1,605	294	—
外国証券	1,154	255	—
その他	451	39	—
合計	77,744	1,041	135

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、1,885 百万円（うち、株式 1,615 百万円、その他 269 百万円）であります。

なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から 50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,723	—

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	11,341 百万円
退職給付引当金損金算入超過額	895 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	229 百万円
有価証券評価損	1,386 百万円
繰越欠損金	1,440 百万円
その他	331 百万円
繰延税金資産小計	15,623 百万円
評価性引当額	△9,782 百万円
繰延税金資産合計	5,841 百万円
繰延税金負債合計	— 百万円
繰延税金資産の純額	5,841 百万円

連結貸借対照表(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	36,291	預 金	569,249
商 品 有 価 証 券	186	借 用 金	1,062
金 銭 の 信 託	1,723	社 債	3,700
有 価 証 券	101,143	そ の 他 負 債	3,556
貸 出 金	443,190	退 職 給 付 引 当 金	2,245
外 国 為 替	33	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	199
リース債権及びリース投資資産	3,418	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	46
そ の 他 資 産	8,312	利 息 返 還 損 失 引 当 金	2
有 形 固 定 資 産	13,971	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,098
建 物	6,113	負 の の れ ん	1,131
土 地	6,859	支 払 承 諾	883
その他の有形固定資産	999	負 債 の 部 合 計	583,176
無 形 固 定 資 産	913	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	806	資 本 金	18,127
その他の無形固定資産	107	資 本 剰 余 金	5,688
繰 延 税 金 資 産	5,960	利 益 剰 余 金	777
支 払 承 諾 見 返	883	自 己 株 式	△ 13
貸 倒 引 当 金	△ 8,249	株 主 資 本 合 計	24,579
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 727
		土 地 再 評 価 差 額 金	616
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 110
		少 数 株 主 持 分	134
		純 資 産 の 部 合 計	24,603
資 産 の 部 合 計	607,779	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	607,779

連結損益計算書 (平成 21 年 4 月 1 日から
平成 22 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		18,320
資金運用収益	11,748	
貸出金利息	10,442	
有価証券利息配当金	1,272	
コールローン利息及び買入手形利息	28	
預け金利息	5	
その他の受入利息	0	
役員取引等収益	1,837	
その他の業務収益	1,403	
その他の経常収益	3,330	
経常費用		18,079
資金調達費用	1,705	
預金利息	1,547	
譲渡性預金利息	2	
債券貸借取引支払利息	0	
借入金利息	20	
社債利息	131	
その他の支払利息	2	
役員取引等費用	988	
その他の業務費用	339	
営業経費用	8,017	
その他の経常費用	7,028	
貸倒引当金繰入額	1,257	
その他の経常費用	5,771	
経常利益		241
特別利益		434
償却債権取立益	434	
特別損失		197
固定資産処分損失	65	
減損損失	131	
税金等調整前当期純利益		479
法人税、住民税及び事業税	23	
法人税等調整額	103	
法人税等合計		127
少数株主損失		36
当期純利益		388

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 2社

会社名

株式会社 ふくぎんリース

株式会社 福島カードサービス

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等 1社

会社名

株式会社 東北バンキングシステムズ

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 負ののれんの償却に関する事項

10年間の定額法により償却を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等（株式については連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～15年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零とすることとしております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）

に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,841百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年又は2年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年又は2年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（1,420百万円）については、10年による按分額を費用処理しております。

また、退職一時金制度及び第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理年数を退職一時金制度について10年から9年に、第2退職一時金制度について4年から2年にそれぞれ変更しております。これにより、「その他経常費用」が11百万円減少し、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」が同額増加しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する

退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当連結会計年度末において必要と認められる額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとして、リース債権及びリース投資資産に計上する方法によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(持分法に関する会計基準)

「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)が平成22年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同実務対応報告を適用しております。これによる影響はありません。

追加情報

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

これによる注記事項以外の影響はありません。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式 66百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,641百万円、延滞債権額は13,338百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は60百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は576百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,617百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,858百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、28,383百万円であります。
8. 貸出債権証券化（CLO-Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、5,514百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,204百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額19,719百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
9. 対応する債務が連結貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,020百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。

また、その他資産に保証金敷金 270 百万円及び手形交換所担保保証金等 3 百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、34,401百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが34,062百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、

時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,704 百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 14,311 百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,193 百万円
14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 500 百万円が含まれております。
15. 社債は、劣後特約付社債 3,700 百万円であります。
16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,470 百万円であります。
17. 1 株当たりの純資産額 106 円 45 銭
18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△2,002 百万円
年金資産（時価）	—
<hr/>	
未積立退職給付債務	△2,002
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	△144
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△98
<hr/>	
連結貸借対照表計上額の純額	△2,245
前払年金費用	—
退職給付引当金	△2,245

20. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）9.72%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 1,576 百万円及び株式等償却 1,645 百万円を含んでおります。
2. 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合及び地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ 1 カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
福島県内	遊休資産 1 カ所	その他の有形固定資産	131

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」

(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額 1円69銭

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心として、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを提供しております。当行グループの主たる業務である銀行業務について、当行では、福島県内を中心とした預金による調達のほか、社債等による資金調達を行っております。調達した資金は、調達同様に福島県内の企業や個人、地方公共団体向けへの貸出金を中心として運用しております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるマイナスの影響を抑制するように、当行では、資産及び負債の総合的管理(以下「ALM」という。)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として福島県内の企業及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における貸出金は、443,190百万円であり、経済環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、固定金利貸出金については金利リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しています。

そのほか、有価証券が当期の連結決算日現在101,143百万円あり、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、売買目的及びその他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、一般顧客から調達する預金であり、当行グループの信用状況の変化や市場環境の大きな変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出先について信用情報に基づき内部格付を行い、与信限度額を設定し、個別案件ごとの与信審査によって、保証や担保の設定を検討しているほか、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、審査室を中心として行われ、必要に応じて経営陣を含めた審査委員会での審議や取締役会に対する報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、リスク管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動による影響を管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、ALM会議ではリスク管理室が月次ベースで把握した有価証券及び預金・貸出金等の金利リスクについて報告し、当該リスクの現状や今後の対応等の協議を行っております。また、取締役会に対しても定期的に報告しております。

ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、投資運用ルールに従い、事前審査、投資額の限度のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。ALM会議ではリスク管理室が月次ベースで把握した当該リスクの現状や今後の対応等の協議を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を用いております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって算定した場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預け金	36,291	36,291	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	10,045	9,620	△425
その他有価証券	90,468	90,468	—
(3) 貸出金	443,190		
貸倒引当金(*)	△8,249		
	434,941	438,129	3,187
資産計	571,747	574,510	2,762
(1) 預金	569,249	569,599	350
負債計	569,249	569,599	350

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）に基づき、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は874百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は874百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金に含まれる仕組ローンについては、取引金融機関等から提示された価格によっております。また、住宅ローン流動化債権については、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率にて割引した価格と取引金融機関から提示された価格等を用いております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金

を受け入れる際に使用する利率を用いております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引については、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式(*1) (*2)	566
② 投資事業組合出資金(*3)	62
合 計	629

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について29百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金	25,423	—	—	—	—	—
有価証券(*1)						
満期保有目的の債券	1,650	2,520	300	—	1,000	4,600
その他有価証券のうち 満期があるもの	13,943	27,923	14,287	3,120	12,900	5,500
貸出金(*2)	126,110	70,853	59,167	34,885	52,501	80,691
合 計	167,128	101,296	73,754	38,005	66,401	90,791

(*1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表計上額とは一致しておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない18,980百万円は含めておりません。

(注4) 預金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金(*)	465,595	48,739	54,914	—	—	—
合計	465,595	48,739	54,914	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸 借対照表計上 額を超えるも の	社債	1,299	1,301	1
	その他	2,110	2,131	20
	外国証券	2,110	2,131	20
	小計	3,410	3,432	22
時価が連結貸 借対照表計上 額を超えない もの	社債	1,170	1,162	△7
	その他	5,464	5,025	△439
	外国証券	5,464	5,025	△439
	小計	6,634	6,187	△447
合計		10,045	9,620	△425

3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	株式	1,637	1,480	156
	債券	46,993	46,552	441
	国債	30,831	30,502	328
	地方債	1,060	1,037	23
	社債	15,101	15,012	89
	その他	4,449	4,374	75
	外国証券	4,065	4,023	41
	投資信託	383	350	33
	その他	—	—	—
	小計	53,081	52,407	674
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	株式	3,846	4,242	△395
	債券	21,913	21,944	△31
	国債	19,991	20,017	△26
	地方債	—	—	—
	社債	1,922	1,927	△4
	その他	11,627	12,608	△980
	外国証券	6,053	6,123	△70
	投資信託	5,474	6,384	△909
	その他	100	100	—
	小計	37,387	38,795	△1,407
合計	90,468	91,202	△733	

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,031	119	105
債券	75,114	628	30
国債	65,929	427	30
地方債	1,178	17	—
社債	8,006	183	—
その他	1,630	299	—
外国証券	1,154	255	—
投資信託	25	4	—
その他	451	39	—
合計	77,776	1,046	135

5. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,885百万円（うち、株式1,615百万円、その他269百万円）であります。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,723	—